

廃棄食品を扱う産業廃棄物処理業者への立入検査 について

平成 28 年 1 月 22 日

千葉県環境生活部廃棄物指導課

043-223-2637

今般、愛知県等において、廃棄された食品が産業廃棄物処理業者により転売された事案が発生したことを受け、環境省から立入検査を実施するよう要請がありました。

このため、千葉県では、廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）に基づき、食品廃棄物を取り扱う産業廃棄物の中間処理業者に対して立入検査を行い、廃棄物の処理状況を確認するとともに、適正処理について指導してまいります。

- 1 対 象 県の産業廃棄物中間処理業の許可業者のうち、動植物性残さの許可を得て食品廃棄物を扱っている事業者 37社
- 2 検査日 平成28年1月21日から実施
- 3 検査内容 ・ 廃棄物の保管状況及び処理状況
・ マニフェストの記載・交付状況 等
- 4 検査結果 検査終了後、結果をとりまとめ公表
- 5 その他 対象37社に対し、1月20日付けで文書により「法令遵守と廃棄物の適正処理」について通知済

※立入検査 廃棄物処理法第19条

都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、（中略）産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物（中略）に立ち入り、（中略）帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

環廃企発第 1601201 号

環廃産発第 1601201 号

平成 28 年 1 月 20 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企 画 課 長

産業廃棄物課長

動植物性残さを取り扱う産業廃棄物処分業者等への立入検査等の強化について

産業廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただいているところであり、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、食品関連の事業者から産業廃棄物処理業者に対し、産業廃棄物として処分を依頼したにもかかわらず、当該産業廃棄物処理事業者が当該廃棄物を食品として売却し、スーパーで販売されていた事実等が判明したことを受け、平成 28 年 1 月 18 日に、「産業廃棄物処理業者により食品が転売された事案について」を通知し、廃棄物処理法及び関係法令の遵守について、改めて周知及び適切な指導を行うとともに、類似の事案を把握した場合には、早急に当省に情報提供をいただき、厳正な対処をされるようお願いしたところである。

貴職におかれては、上記通知に基づき、動植物性残さを取り扱う産業廃棄物処分業者を対象とし、重点的に立入検査等を行い、食品の転売を行っていた事案の有無及びマニフェスト虚偽記載の有無等を確認されたい。

その結果、適切な処理が行われていない事案が判明した場合には、速やかに許可の取消しを含む適切な措置を講じられたい。更に、事案の有無に関わらず、動植物性残さを取り扱う産業廃棄物処分業者への立入検査の状況を取りまとめ、別添 1 にて、平成 28 年 1 月 29 日（金）までに報告されたい。

また、国においては、関係省庁とともに食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）第 11 条に基づく再生利用事業者の登録を行っているところ、産業廃棄物である動植物性残さを取り扱う事業者も存在している。登録再生利用事業者に対しての立入検査等の対応を行った場合にはその旨を国に上記と併せて報告し、必要に応じて国による対応との連携を図られたい。



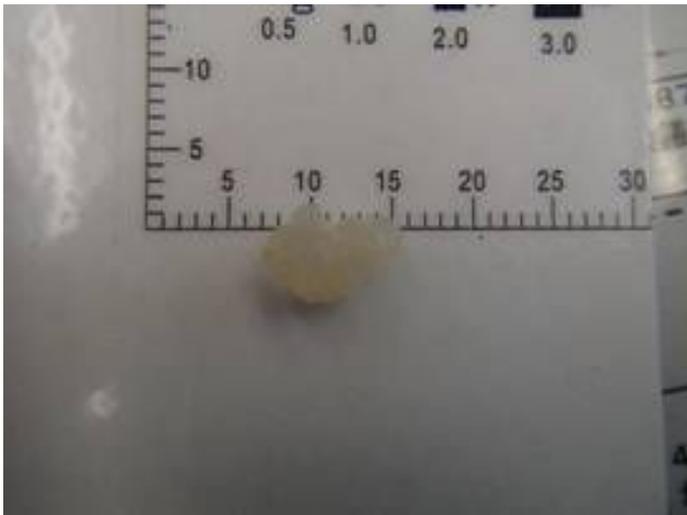
平成 28 年 1 月 13 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 壺 番 屋
代表者の役職名 代表取締役社長 浜 島 俊 哉
(コード番号 7630 東証第 1 部・名証第 1 部)
(問い合わせ先) 常務取締役経営企画室担当 阪口裕司
T E L 0586-81-0792

産業廃棄物処理業者による、当社製品(ビーフカツ)不正転売のお知らせ

当社工場にて製造した「ビーフカツ」の廃棄したものが一般流通していることが発覚いたしました。この廃棄したビーフカツは、工場にて製造中、異物が混入した可能性があり、当社より産業廃棄物処理業者であるダイコー株式会社へ廃棄処理を委託したものです。該当品が不正に転売された事実がありましたので、現段階で判明している内容をお知らせいたします。

品 名	ビーフカツ(冷凍 5 枚入り)賞味期限 16.01.30
該当品の製造日	平成 27 年 9 月 2 日
廃棄日時	平成 27 年 10 月 19 日 14 時
廃 棄 量	40,609 枚
産業廃棄物処理業者名	ダイコー株式会社(許可番号第 02320040249) 愛知県稲沢市奥田井之下町 28 番地 1 電話番号 0587-24-1897
当社の廃棄理由	愛知工場での製造時における異物混入の可能性があるため 愛知工場の所在地:愛知県一宮市三ツ井六丁目 7 番 21 号
混入している可能性がある異物	工場で使用しているナイロンを主成分とする合成樹脂性の器具(部品)であり、製品名はポリアミド樹脂。大きさは最大で 8mm。混入した可能性がある異物の形は不明で、粉砕している可能性があります。  異物の内容は上記の通りですが、異物の量に比べ廃棄量が大量になったのは、製造時における異物混入時点が限定されなかったため、混入の可能性がある製品の全ロットを廃棄したためです。

販売荷姿	5枚1袋に入っており、赤文字でビーフカツと表示 (袋には CoCo 壺番屋という記載はありません) 
------	--

【本件発覚の経緯】

当社のフランチャイジー(系列店)に勤務する従業員(パート)がスーパーマーケットで買い物中に発見し不審に思い、当社本部に通報がありました。現物を取り寄せ確認したところ、当社工場にて製造し、産業廃棄物としてダイコー株式会社に廃棄依頼したものであることがわかり、その後の調査の結果、ダイコー株式会社が転売していたことが判明いたしました。

流通経路や販売先については、現在調査を進めているところではございます。また混入した異物を喫食した場合、危険有毒性分類基準には該当しませんが、廃棄物として扱われた品であることから、温度管理等の保存方法に問題が考えられます。

以上のことから、お客様の安全に鑑み、同商品のカレーハウス CoCo 壺番屋チェーン店以外でのご購入は、おやめくださいますようお願いいたしますとともに、お手元に同商品がございましたら、喫食はおやめくださいますようお願いいたします。ビーフカツにおいて、カレーハウス CoCo 壺番屋では調理済みの商品のみを販売しております。

お客様ならびに関係各位におかれましては、大変ご心配をおかけいたしますが、今後新たな情報が判明次第別途お知らせいたします。

以上



平成 28 年 1 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 壺 番 屋
代表者の役職名 代表取締役社長 浜 島 俊 哉
(コード番号 7630 東証第 1 部・名証第 1 部)
(問い合わせ先) 常務取締役経営企画室担当 阪口裕司
T E L 0586-81-0792

産業廃棄物処理業者による、当社製品不正転売に関する続報

1 月 13 日 (水) に『産業廃棄物処理業者による、当社製品 (ビーフカツ) 不正転売のお知らせ』をリリースいたしましたが、その後ビーフカツ以外におきましても、不正に転売されていることが発覚しております。

別添にて、当社より産業廃棄物処理業者であるダイコー株式会社へ廃棄処理を委託した製品を掲載いたします。

なお、当社におきましては、これらの製品を壺番屋チェーン店舗以外に供給することはなく、お客様へは同店舗で調理したもの以外が提供されることはございません。

従いまして、別添該当品がお手元にございましたら、ダイコー株式会社による不正転売品の可能性があり、温度管理等の保存方法に問題が考えられますので、喫食は絶対になさらないようお願いいたします。

以上

製品のサンプル画像は以下の通りです。

<p>① チキンカツ 袋には品名と賞味期限のみ表示 (1袋5枚入) (1枚: 12cm×9cm×2cm、約130g)</p>	<p>② ロースカツ 袋には品名はなく賞味期限のみ表示 (1袋5枚入) (1枚: 14cm×8cm×2cm、約110g)</p>
	
<p>③ メンチカツ 袋には品名と製品詳細が表示 (1袋5枚入) (1枚: 10cm×10cm×2cm、約100g)</p>	<p>④ ビーフカツ 袋には品名と賞味期限のみ表示 (1袋5枚入) (1枚: 17cm×8cm×2cm、約140g)</p>
	
<p>⑤ ナポリタンソース 袋には製品詳細・会社名が表示 (パスタ・デ・ココで使用) (1袋: 30cm×20cm×5cm、約2kg)</p>	<p>⑥ ラーメンスープ 袋には製品詳細・会社名が表示 (主に、麺屋ここいちで使用) (1袋: 40cm×20cm×7cm、約4kg)</p>
	



平成 28 年 1 月 19 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 壺 番 屋
代表者の役職名 代表取締役社長 浜 島 俊 哉
(コード番号 7630 東証第 1 部・名証第 1 部)
(問い合わせ先) 常務取締役経営企画室担当 阪口裕司
T E L 0586-81-0792

ダイコー株式会社による当社廃棄食品の不正転売問題を受けての再発防止策について

既報のとおり、産業廃棄物処理業者ダイコー株式会社（愛知県稲沢市）により、当社の廃棄食品（冷凍カツ類）が不正に転売されていたことが発覚いたしました。

ダイコー株式会社は、多くの自治体から産業廃棄物を取り扱う業者として許可を受けており、大手食品メーカー等との取引実績、食品リサイクルによる環境問題の取り組み等々から判断し、当社が長年の信頼を置いてきた取引先でございました。

また、当社におきましても産業廃棄物関連法令に則り、ダイコー株式会社からのマニフェスト伝票による最終処理の確認や廃棄物処理場への年 1 回の立ち入り確認等を行ってまいりましたが、結果としてこうした事態が発生し、お客様をはじめ多くの方々にご心配をおかけしておりますことは、大変心苦しく遺憾に思っております。

今後、二度とこうした事態が発生しないよう、食品廃棄物を排出する際は、これまでの対策に加え、以下の措置を講じることといたしましたのでご報告いたします。

記

< 廃棄物の処理方法及び取引先の選定について >

- 製品そのままの形での廃棄は行わず、包材から取り出して、生産副産物として発生する堆肥の原料に混ぜたりするなどの対応を行います。
- やむを得ず製品の形のまま廃棄する場合は、当社工場排出の段階から産業廃棄物処理業者での処理まで当社社員が必ず立ち会い、確実に全量が処理されたことを目視確認します。
- 本件発覚後、ダイコー株式会社との取引は即刻停止いたしました。新たな産業廃棄物処理の取引先選定に当たりましては、十分慎重に行うとともに、取引後の処理状況等の点検につきましてもより実効性のある手法を研究検討してまいります。

なお、食品製造において、当社はこれまで安全担保の取れない場合は製品として出荷しないということを当然のこととして対応してまいりました。今後におきましてもその原則に何ら変更はございませんが、それを大前提としつつ、食品廃棄をより減少させるべく鋭意取り組んでまいります。

お客様はじめ皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上